

企業誘致

にこのように使われているのか。超過税率分を学校施設整備のための基金として積み立てることはできないのか。

A 平成14年度決算では約7250万円を超過税率で計上している。この超過税率による収入源は一般財源としての扱いで、教育施設の整備に充当している。具体的には平成14年度では小・中学校の下水対応の工事、それからプールの改修、あるいは小・中学校の備品の購入といったことに使用している。

また、一部、学校体育館の屋根の改修ということにも使用している。学校施設整備のための基金として積み立て、後年度においてその繰り入れをするという方法については、現在、財政再建推進計画において投資的経費の一般財源を8億円以内と設定しているため、このような状況下においては超過税率相当額が投資的経費から積立金に充当されることから、投資的経費の財源不足が生じることが想定される現時点での実現は困難である。

Q 特区認定後の産業団地への企業誘致の状況と誘致対策と取り組みについて。

A 産業団地への企業誘致は最重要課題として取り組んでいるが、本年4月に構造改革特区申請を行い、5月に認定を受けている。特区認定後の企業誘致状況であるが、東産業団地に産業集積特区第1号として、乾物食品の包装加工業の有限会社エイティロジテックと7月29日に賃貸借契約の覚書を調印し、8月8日には南産業団地にチルド商品の卸配送業の株式会社ケー・シー・エスと覚書を調印している。進出企業は株式会社カネミツと株式会社ツムラを合わせて4社である。

また、5月23日の特区認定以降、市の窓口への問い合わせ件数は17件、県公社へは19件と例年より大幅に増加しており、特区認定後は95社の企業訪問を行い現在交渉を継続している企業は26社である。

企業誘致対策と取り組みに



については、現地を視察された大半の企業が望まれた賃貸制度を導入するため構造改革特区認定を受け、その認定後、県公社では2万5000社にダイレクトメールを送送し、賃貸制度の導入認知を行うとともに、企業訪問を繰り返し返集中して誘致活動を展開している。また、市としても公社とともに市内企業へのPRとして優良企業を訪問し、誘致活動を行うとともに、商工会議所総会においてパンフレットを配布し、団地への進出をお願いするとともに、取引企業への誘致の勧誘をお願いしたところである。

電子入札

Q 電子入札システム導入の予定は。またデメリットはあるか。

A 電子入札のメリットは入札業務そのものが減少するという点、それから事業者には入札書類作成業務の効率化が図られることなどがあげられる。また、入札参加のために県や市の関係機関へ直接足を運ぶ回数が減少することもある。特に、事業者同士が顔を合わすことなく、透明性、競争性をより高めると期待されている。

一方、システム導入に要する経費負担やセキュリティの問題、さらにシステム対応できる事業者、いわゆる小規模事業者が対応できるかどうかという問題もあり、今後、研究する課題も山積している。当市では今年実施される県の電子システムの試行運用の結果や先進市の状況を見ながら検討を進め、将来、全国的に導入されていくものと考えている。

議会を傍聴してみませんか

本会議は、受付（2F議事事務局）で住所・氏名などを記入するだけの簡単な手続きで傍聴することができま

す。本会議は3・6・9・12月に定例会が開催されます。

詳しい日程については新聞、HPなどで広報します。

なお、各委員会の傍聴は住所・氏名などの記入に加え、委員長からの許可が必要ですので委員会開催前に必ず議事事務局にその旨ご連絡ください。

0790-4218790

(議事事務局直通)

